

新制度の施行準備の状況について（その他の報告事項）

1. 大阪府附属機関条例の一部改正について

認定こども園法において、幼保連携型認定こども園の設置認可（第17条）、事業停止命令等（第21条）、認可取消し（第22条）に当たっては、あらかじめ審議会等の意見を聴かなければならないと規定されており、このための合議制の機関を置くことが同法第25条で規定されています。



今回、認定こども園条例の一部改正の時期にあわせて、この審査体制についても整備が必要ですが、新しい機関を設置するのではなく、大阪府子ども施策審議会において所掌いただく予定です。ついては、大阪府附属機関条例の一部改正を行い、「担任する事務」にこれらの事務を追加します。

一部改正後の「大阪府子ども施策審議会」の担任する事務

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二条第五項に規定する事項、同法第七十七条第四項第二号に規定する子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条第一項に規定する幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項の調査審議、大阪府子ども条例（平成十九年大阪府条例第五号）第十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項その他同条例第一条に規定する子ども施策（大阪府子どもを虐待から守る条例（平成二十二年大阪府条例第百五号）第四条第一項に規定する虐待防止施策を含む。）の総合的かつ計画的な推進についての重要事項の調査審議に関する事務

2. 府民への広報周知について

（1）府政だよりへの掲載文案

府政だより平成26年9月1日号に掲載予定。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートします！

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
- 保育の量的拡大及び確保と教育・保育の質的改善

市町村によってサービスの内容や利用手続きが異なりますので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

※ 府政だよりは、新聞折込（朝日、毎日、読売、産経、日経）でお届けしますが、それ以外にも、府内の市区町村役場をはじめ、公立図書館、公文書センター、情報プラザ（府税事務所内）などに

も配備しています。

(2) 大阪府ホームページにおける周知

大阪府ホームページに次の内容を掲載中。

(掲載場所：ホーム > 福祉・子育て > 子ども・家庭 > 子ども・子育て支援新制度について)

子ども・子育て支援新制度について

幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度が、平成27年度からスタートします。

新制度の主な内容

- 1 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 2 認定こども園制度の改善
- 3 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- 4 保育の量的拡大及び確保と教育・保育の質的改善

新制度への円滑な移行のため

各市町村では、子ども・子育て会議を設置するとともに、住民の皆様の子育ての状況やニーズを把握し、それに基づいた事業計画の策定を進めています。

また、大阪府でも子ども施策審議会において、新制度の実施主体である市町村を支援するための都道府県計画の検討を進めるなど、新制度の実施に向けた準備をしています。

新制度についてもっと知りたい

◇新制度について詳しくお知りになりたい方は、内閣府のホームページをご覧ください。

→内閣府ホームページ(外部リンク)

◇平成27年度から保育所や認定こども園などサービスの利用に関してはお住まいの市町村にお問い合わせください。

→府内市町村のホームページ

◇大阪府子ども施策審議会での検討状況はこちら

→大阪府子ども施策審議会ホームページ